



赤い羽根 通 信

令和7年5月

編集・発行
阿賀野市共同募金委員会

〒959-2123 阿賀野市姥ヶ橋669

阿賀野市役所京ヶ瀬支所内

TEL 0250-67-9203

FAX 0250-67-9204

日頃より、共同募金の推進につきましては、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、阿賀野市共同募金委員会では、地域福祉の充実を図ることを目的に、皆様からお寄せいただく募金を『地域助成』として阿賀野市内の自治会・各種団体・学校等へ公募のうえ助成いたします。自治会ははじめ、ボランティアグループの皆さまより活用いただけますようお知らせいたします。

※ご案内いたします共同募金助成は、令和8年度に実施する事業が対象です。

令和7年4月～令和8年1月（令和7年10月～12月の赤い羽根共同募金運動含む）にお寄せいただく共同募金が助成財源です。自治会・各種団体・学校等より申請いただく内容を審査のうえ令和7年度共同募金の目標額として募金活動を実施し、申請団体の令和8年度事業へ助成いたします（募金実績額が目標額に達しない場合は減額助成になる場合がございます）。

地域助成（阿賀野市内を対象とした助成／実施主体：阿賀野市共同募金委員会）

地－1 小地域福祉活動事業助成

★対象団体

阿賀野市内の自治会並びに概ね自治会単位で活動している団体

★対象事業

① 安心で安全な地域づくりを目的とした事業

声かけ・見守り・安否確認／防犯・防災マップ、マニュアル作成／
防犯・防災用品の整備／防犯・防災研修の実施 等

※自治会で取り組む防災訓練や災害対策研修会で使用する災害非常食については、経費対象とする。

※自治会で備蓄する災害非常食については、初回申請に限り経費対象とする。（上限5万円）

② 日常生活上の支援を必要とする方への生活支援事業

買物／ゴミ出し／掃除・片付け／除雪 等

③ 世代間交流事業

健康づくり／創作活動／伝統文化等の継承／昔遊び体験／季節行事 等

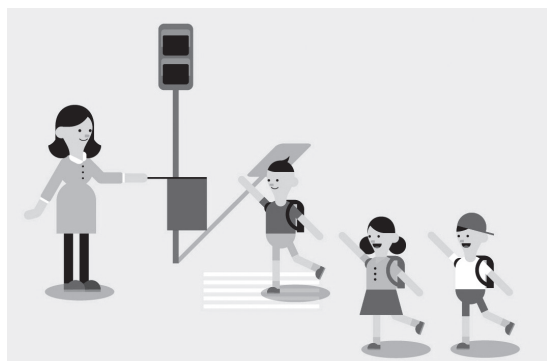
※地域内の子どもから高齢者まで誰もが参加できる開かれた活動が条件です。

④ 住民参加による地域課題の解決を目的とする活動や、地域福祉を推進するために必要と認められる事業

★助成基準

助成総額 40万円

助 成 額 1団体1事業5万円以内



地－２ 福祉実践団体活動事業助成



★対象団体

阿賀野市内で市民を対象に活動しているボランティアグループ・NPO法人並びに民生委員児童委員協議会や老人クラブ・障がい者団体等の福祉団体

★対象事業

- ① 日常生活上の支援を必要とする市民を対象にした事業
日常生活の支援活動／地域における孤立防止活動／直接的な支援に必要な備品整備 等
- ② 市民を対象にした地域福祉を推進するために必要と認められる事業
安心で安全な地域づくり活動／地域福祉の向上を目的とした交流活動／
地域福祉を振興するための学習会・研修会の開催 等



★助成基準

- 助成総額 30万円(阿賀野市民生委員児童委員協議会を除く)
助 成 額 ①阿賀野市民生委員児童委員協議会は定数×5,000円を上限とする
②ボランティア団体、福祉団体は1団体1事業5万円以内

※阿賀野市社会福祉協議会からサロン助成を受けている団体であっても、通常の活動以外で広域住民を対象とした活動や他団体との連携、共同による研修会の開催などについての申請は可能となります。申請された内容については、助成審査委員会で審議します。

地－３ 児童・青少年健全育成事業助成



★対象団体

阿賀野市内の小・中・高等学校並びに、学校内の委員会、部活等

★対象事業

- ① 社会福祉についての学習・調査・研究事業
- ② 社会福祉施設への訪問事業
- ③ 地域における環境保全事業
- ④ 地域交流事業
- ⑤ その他、社会福祉の理解を深めることを目的とした事業

※①～⑤において各種募金活動、ペットボトルキャップ・リングプル等の収集活動、福祉とは無関係の学校行事、学校施設内の環境保全・美化活動は対象となりません。

★助成基準

- 助成総額 60万円 助 成 額 1校1事業5万円以内



地域助成(地－１～地－３)の共通事項は以下のとおりです。

対象事業年度

令和８年度(令和８年４月１日～令和９年３月３１日まで)に実施する事業

対 象 経 費

事業実施に係る事業費並びに備品整備費とする。詳細についてはお問い合わせください。

対 象 外

- ・政治、宗教、神事、営利を目的とした活動
- ・会員、構成員同士の親睦のみを目的とした活動
- ・飲食代が主体となる活動
- ・団体グループ等の運営費
- ・新潟県共同募金会が実施する広域助成と重複して申請する事業
- ・阿賀野市社会福祉協議会が赤い羽根共同募金を財源として助成している事業
- ・趣味活動の延長と判断される事業(地－１、地－２)

応募方法・助成決定時期

- ・所定の申請書(様式２)に次の添付書類を添えて、阿賀野市共同募金委員会へ提出ください。
 - ① 助成要望事業計画書
 - ② 会則・運営要綱・規約
 - ③ 令和６年度事業報告書・決算書
 - ④ 令和７年度事業計画書・予算書
 - ⑤ 会報・チラシ・パンフレット
 - ⑥ 見積書、カタログ(備品申請の場合のみ)
- ・申 請 締 切 令和７年５月２０日(火)
- ・助 成 決 定 時 期 令和８年３月(助成金の交付は令和８年６月を予定)
- ・申請書提出・問合せ先 阿賀野市共同募金委員会
〒959-2123 阿賀野市姥ヶ橋669(市役所京ヶ瀬支所内)
TEL 67-9203 / FAX 67-9204

※地域助成の要項及び申請書をご希望の場合はご連絡ください。

なお、申請書は「阿賀野市社会福祉協議会」ホームページよりダウンロードいただけます。

<http://www.agano.net/shakyo/>



広域助成

(県下全域を対象とした助成／実施主体：新潟県共同募金会)

広ー１ 社会福祉施設整備費助成

★対象団体

社会福祉法で定められている第１種・第２種福祉事業に該当する社会福祉施設を運営する県内の社会福祉法人、NPO法人又は更生保護法人(ただし、対象外の法人となる場合がありますので「新潟県共同募金会」のホームページで要項を確認ください。)

★対象事業

施設利用者の生活処遇の向上を図るために行う機器(備品)や車両購入、施設の増改築や改修 等

★助成基準

(１)車両助成

- ① 助成上限額 150万円以内
- ② 助成率 事業費の75%以内

(２)備品整備及び施設の増改築や改修

- ① 助成上限額 200万円以内
- ② 助成率 事業費の75%以内



★対象外

- ① 土地・建物の取得に要する経費
- ② 施設の大規模改修に要する経費
- ③ 施設の開設後10年以内に行う増改築又は改修に要する経費
- ④ 公有財産となる設備・備品の整備に要する経費
- ⑤ 自動車登録諸費用や保険料、保守契約費用等の維持管理費
- ⑥ 職員移動用車両(事務・相談・訪問用等)の取得に要する経費
- ⑦ 単価10万円未満の備品や事務用品の取得に要する経費

★留意事項

- ① 同一施設から連年の助成を申請することはできません。
- ② 申請件数が多数の場合、過去の助成歴や事業の緊急性等から優先度をつける場合があります。また、１法人から複数の申請があった場合、１法人の助成件数を制限する場合があります。

広ー２ 地域活動支援センター等支援助成

★対象施設

地域活動支援センター内の就労支援施設、及びグループホーム・障害者小規模施設内の就労支援施設でNPO法人が運営するもの

★対象事業

障がい者等への就労支援事業

★対象経費及び助成基準

社会参加や自立支援のための研修・交流会等の開催費、自主製品の材料購入等(ただし、公費助成のない施設は運営費である家賃、光熱水費、通信費も対象とする)

助成額 15万円以内

助成率 事業費の100%以内



広ー3 地域活動支援助成



★対象団体

社会福祉法人・NPO法人・自治会等の地域団体・社会福祉活動を行う民間の非営利団体及びグループ

★対象事業

公的補助金や他の財源(民間補助金又は助成金)の対象とならないもの

- ① 日常的に支援を必要とする人への生活支援事業
(例:買物、ゴミ出し、住宅の小修繕・家具の配置換え、通院や外出の移送など)
- ② 高齢者、障がい等を有する就労困難者、引きこもり・ニートなど社会参加への支援を必要とする人への就労・交流支援事業
- ③ その他新たな地域課題に対応する支援事業

★対象経費及び助成基準

- ① 就労支援や移動支援に必要な車両整備費
ア 車両購入費(ただし、自動車登録諸費用や保険料、保守契約費用等の維持管理費は対象外経費)
助成額 100万円以内 助成率 事業費の90%以内
イ 車両のリース料(3年間を限度とする)
助成額 30万円以内(年額) 助成率 年間リース料の3分の2以内
- ② 通院・買物等の移動支援に要する車両の燃料費
助成額 20万円以内(年額) 助成率 100%
- ③ 活動に必要な備品整備費(3年間を限度とする。)
助成額 30万円以内 助成率 90%以内
備品整備費の90%以内とし、30万円を限度に助成する。
- ④ 運営経費
水道高熱費、通信費、材料費、広告宣伝費、印刷費、活動に伴う損害保険料、電話・ファックス・コピー機・パソコン等の賃借用(3年間を限度とする)
助成額 10万円以内(年額) 助成率 100%
- ⑤ ①～④に含まれない事業費(3年間を限度とする)
助成額 30万円以内 助成率 90%以内



広域助成(広ー1～広ー3)の共通事項は以下のとおりです。



対象事業年度

令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日まで)に実施する事業
なお、令和8年12月28日までに完了することを原則とする事業があります。
詳しくは「新潟県共同募金会」ホームページで各事業の要項をご確認ください。

そ の 他

助成を受けた時には、指定する助成明示を行うことを条件とする。

応募方法・助成決定時期

- ・所定の申請書に添付書類を併せて、阿賀野市共同募金委員会へ提出。
- ・申請締切 令和7年5月20日(火) ※当日の消印有効
- ・助成決定時期 令和8年3月(助成金の交付は令和8年6月を予定)
※新潟県共同募金会にて申請内容を審査のうえ理事会で決定
- ・申請書提出・問合せ先 阿賀野市共同募金委員会
〒959-2123 阿賀野市姥ヶ橋669(市役所京ヶ瀬支所内) TEL 67-9203

※広域助成の要項及び申請書をご希望の場合はご連絡ください。なお、広域助成に関する書類は「新潟県共同募金会」ホームページからダウンロードいただけます。

<https://www.akaihane-niigata.or.jp>

